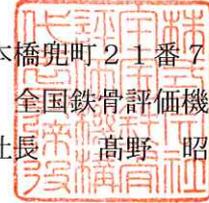


通 知 書

株式会社内田鐵工所
代表取締役 内田 茂 殿

東京都中央区日本橋兜町 2-1 番 7 号
株式会社 全国鉄骨評価機構
代表取締役社長 高野 昭市



令和 06 年 04 月 05 日 付けで性能評価の申請があった標記工場について、当機構で定めた基準に適合しているものと評価番号 24H0046 で評価されました。

なお、評価を受けた者は性能評価基準を遵守し、鉄骨溶接構造物の適正な品質と安全を確保し、もって社会の要請に応え、鉄骨業界の向上と健全な発展に寄与しなければならない。

記

1. 認定工場は株式会社全国鉄骨評価機構が定めた「性能評価業務約款細則」第 1 3 条に定める次のいずれかの一に該当するに至った場合は、「性能評価業務規程」第 6 条に定める性能評価用申請図書を提出し、再評価を受けなければならない。
 - ・ 業務約款第 2 条第 8 項に定める評価有効期限経過後も認定工場の継続をしようとするとき
 - ・ 認定工場は認定書の適用範囲、認定書別添の品質管理体制及び社内規格・基準、製造設備、検査設備・機器等性能評価の内容に変更が生じ、認定を受けた評価の区分に適合しなくなったとき
 - ・ 認定を受けた工場を移転したとき
2. 認定工場は同じく「性能評価業務約款細則」第 1 4 条及び第 1 5 条に定める次のいずれかの一に該当するに至った場合は、1 ヶ月以内にその旨を機構の代表取締役社長に届出なければならない。
 - ・ 認定工場の認定書の適用範囲、認定書別添の品質管理体制及び社内規格・基準、製造設備、検査設備・機器等認定の内容に変更があったとき
 - ・ 認定工場の事業主が変わったとき
 - ・ 認定工場が吸収合併、分離独立又は譲渡されたとき
 - ・ 認定工場を廃止又は認定に係わる事業を停止したとき
 - ・ 認定工場が民事再生法ならびに会社更生法等の手続を開始し、手続開始決定及び再建計画の認可を受けたとき

3. 評価有効期限： 令和 11 年 09 月 30 日

以 上